鹿児島県共同募金会助成規程

(助成の原則)

第1条 共同募金は寄付者の意思を充分に尊重し、県内において社会福祉事業、更生保 護事業及び社会福祉を目的とする事業を経営する者に適正公平に助成する。

(助成計画及び目標額)

第2条 助成計画及びこれに基づく目標額は、概ね募金開始2ヶ月前にこれを策定し、 県民の理解を得るように努める。

(助成の対象となる施設及び団体)

- 第3条 助成の対象は社会福祉事業関係法規又は更生保護事業法の適用を受ける施設及 び団体とする。
 - 2 前項以外のものについては、現に社会福祉を目的とする事業を行っているとみなされているもので将来その事業を堅実に継続して経営する見込みがあると認められる施設及び団体とする。

(助成対象者の欠格要件)

- 第4条 次の施設及び団体は助成の対象としない。
 - 1 構成員の互助共済のみを目的とするもの。
 - 2 助成金以外の収入によって、必要な経営のできるもの。
 - 3 経営の基礎又は管理の状況等について信頼性のとぼしいもの。
 - 4 営利を目的とするもの。
 - 5 国又は地方公共団体が設置経営するもの。

(助成金の使途)

第5条 共同募金は、原則として募金を行った年の翌年度の助成対象者の事業(歳末たすけあいによるものは当年度)の経費に対して助成する。

(助成希望申請)

第6条 共同募金の助成を受けようとするものは、毎年度本会が指定する日までに、本 会所定の助成希望申請書に関係書類を添付して会長に提出するものとする。

(助成金の決定)

第7条 共同募金の助成が決定したときは、助成申請者に対して、使途条件を付して通知する。

(目的以外使用の禁止)

第8条 共同募金の助成金は、その指定する目的以外に使用しないものとする。

ただし、やむを得ない特別な事情により、会長の承認を得たものはこの限りでない。

(助成金の停止等)

- 第9条 助成決定後、助成事業の規模等が縮小したときは、助成額を変更する。
 - 2 災害その他特別の事由による場合を除く外、助成決定を受けた年度内に事業を 実施しなかったときは、助成を取り消す。
 - 3 助成金が使途条件に違反して処理されたときは、その一部又は全部を返還させる。

(助成を受ける者の義務)

- 第10条 助成を受ける者は次の事項を履行しなければならない。
 - 1 事業に係る諸報告又は経理状況の調査等を求められたときは、これに応じる こと。
 - 2 助成金により整備した事業については、その旨表示すること。

(歳末たすけあい)

第11条 歳末たすけあい募金の助成については、会長が別に定める。

(委任規定)

第12条 この規程に定めるものの外、必要な事項は会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島県共同募金配分規程 (昭和42年4月1日施行)及び共同募金加入団体 指導規程 (昭和29年7月27日施行)は廃止する。

附則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。